

サケの採捕禁止について

内水面（河川、湖沼等）でサケを採捕することは、水産資源保護法及び山形県漁業調整規則により禁止されています。

（サケ増殖事業のため、特別に許可を受けている者を除く。）

法律に違反すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

産卵のため、生まれた川に帰ってきたサケの保護にご協力をお願いします。

山形県農林水産部水産振興課（水産行政担当） TEL:023-630-3299